

借入利率変更に関する特約書

(短プラ・長プラ等連動方式用)

株式会社

八十二長野銀行御中

令和 年 月 日

借主	住 所		印
	氏 名 (連帯債務者:		
	住 所		印
	氏 名 (連帯債務者:		
連帯保証人	住 所		印
	氏 名		
	住 所		印
	氏 名		

私は、平成／令和 年 月 日付金銭消費貸借契約証書（これに付帯する変更契約書、特約書等がある場合はこれを含む。）（以下、「原契約」という。）に基づく借入利率を変更するにあたり、変更および変更の基準等の定めにかかわらず、下記のとおり特約します。

記

第1条【借入利率の変更】

- ① 借入利率を変更する基準となる金利（以下、「基準金利」という。）は、原契約の定めにかかわらず、次のとおりとします。（該当事項の□に✓）
- ☐ 貴行が定める短期プライムレート
- ☐ 貴行が定める長期プライムレート
- ☐ その他〔 _____ 〕
- ② 借入利率は、年 _____ %とし、各変更日における基準金利に _____ %上乗せした利率に変更することに同意します。ただし、前記により算出された利率が0.20%を下回る場合は、0.20%を借入利率とします。
- ③ 前項により変更された借入利率の適用開始日は、本特約締結日以降（締結日当日を含む。）最初に到来する利息支払日または約定返済日の翌日から適用します。

- ④ 現在の基準金利は、年 _____ %であることを確認します。なお、上記③の適用開始日までに基準金利が変更となった場合は、基準金利の変更幅をもって借入利率を上げまたは下げます。

第2条【借入利率変更の基準】

- ① 借入利率は、原契約の定めにかかわらず、基準金利の変動に応じて引き上げられ、または引き下げられることに同意します。
- ② 前項により借入利率を変更するほか、金利情勢の変化、その他相当の事由により基準金利が廃止された場合には、基準金利に代え、一般に相当と認められる利率を基準金利とすることに同意します。

第3条【借入利率の変動幅】

前条に定める借入利率の変動幅は、基準金利の変動幅と同一とします。

第4条【借入利率の変更日】

前条により変更された借入利率の適用開始日は、基準金利の変動日以降（変動日当日を含む。）最初に到来する利息支払日または約定返済日の翌日とします。

第5条【連帯保証人の署名省略】

借入利率の引下げを行う場合は、連帯保証人の本契約書への署名を省略できるものとします。なお、省略した場合には、借主が一切の責任を負い、以後紛議が生じても貴行にはご迷惑・損害をおかけしません。

以 上